

7. 交通料金等の割引

《有料道路通行料金の割引》

内 容

- 有料道路を通行する場合、通常料金の半額になります。(端数が生じる場合、支払額を10円単位で切り上げ)
- 割引制度は自動車の登録に関わらず事前申請が必要です。手続きにより割引対象である旨を記載したシールが貼付された手帳を料金所で提示してください。
- ETC搭載車については、事前申請及び登録により料金引き落とし時に割引されます。登録できるETCカードの名義は障害者本人に限ります。(18歳未満の障害者については保護者名義で登録可能)
- 本割引には有効期限が設けられています。継続して利用するためには更新手続きが必要です。

対象の範囲

- ①身体障害者手帳の交付を受けている本人が運転される場合
- ②障害者本人以外の方が運転し、第1種の身体障害者手帳又は愛護手帳Aの交付を受けている方(重度障害者)が同乗する場合

事前登録ができる自動車(登録は障害者1人につき1台可能、営業車は除く)

下記の車両で所有者が本人、配偶者、直系親族、他同居の親族、介護者(重度障害者のみ)

- ①乗用自動車(定員10人以下)
- ②二輪自動車(総排気量125ccを超えるもの)
- ③貨物自動車(定員4人以上10人以下で最大積載量が500kg以下のもの)
- ④特種用途自動車(定員10人以下で自動車検査証等に「車いす移動車」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもの)

割引の対象となる自動車(営業車は除く)

- ①事前登録ができる自動車
- ②知人等が所有する自動車、レンタカー、借用自動車
- ③介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両(重度障害者のみ)

※自動車を保有されていない障害者の方もこの制度を利用することができます。

※②及び③は車の仕様や会社によって割引の利用ができない場合がありますので利用前に各会社等へご確認ください。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳又は愛護手帳
 - ②自動車検査証
 - ③運転免許証(障害者本人が運転する場合)
 - ④ETCセットアップ証明書
 - ⑤ETCカード(障害者本人名義)
- ETC無線通行される場合

※割賦購入(ローン)または長期リースにより自動車を利用する場合は割賦契約書又はリース契約書

※ETC無線通行を利用の方はマイナポータルでオンライン申請をすることも可能です。その際は市役所窓口での手続きは不要です。

《民営バス運賃の割引》

身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、降車の際に手帳を提示することで、バス料金が5割引（身体障害者手帳第1種または愛護手帳Aをお持ちの方は、介護者1名も対象）になる場合があります。

※詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

《タクシー料金の割引》

内 容

- ・障害者がタクシーを利用する場合、メーター料金の10%（10円未満の端数は切り捨て）割引になる場合があります。
- ・乗車の際に、手帳を提示してください。

対 象 者

- ・身体障害者手帳・愛護手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳

※詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。

《JR旅客運賃の割引》

身体障害者手帳または愛護手帳を所持している方は、下記のような割引が受けられます。

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券	50%	私鉄等他鉄道会社とまたがる場合を含みます。ただし回数乗車券はJR線区間単独の発売となります
	回数乗車券		
	普通急行券		
第1種障害者とその介護者または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※第1種・第2種の区別は手帳に記載されています。

※割引申し出の際は手帳が必要となりますので、手帳は必ず携帯してください。

※詳しくはJRチケット発売窓口へお問い合わせください。

《JR以外の鉄道旅客運賃の割引》

身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方は運賃が割引になる場合があります。

※詳しくは各鉄道会社へお問い合わせください。

《航空旅客運賃の割引》

身体障害者手帳・愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、単独または介護人と利用する場合、それぞれ割引が適用されます。

※国内線に限られます。

※満12歳以上の方が割引対象となります。

※詳しくは各航空会社へお問い合わせください。